

博士課程後期課程・一貫制博士課程後期課程相当対象

奨学金、研究助成制度のご案内

【第2版】

2010年4月

立命館大学大学院

はじめに

立命館大学大学院博士課程後期課程・一貫制博士課程後期課程相当の学生※のキャリアパス形成支援を目的に 2007 年度から実施されてきた「キャリアパス形成支援制度」が、2010 年度より大幅に見直されることとなりました。

この冊子では、新制度（2010～2012 年度）の下で実施される全研究科共通の奨学金、研究助成制度の概要についてご案内します。

※一貫制博士課程後期課程相当の学生とは、一貫制博士課程に在学し、博士予備論文の審査に合格した者、および一貫制博士課程 3 年次に転入学し、在学する者としてします。

2010 年度に実施される全研究科共通の奨学金、研究助成制度

1. 立命館大学大学院博士課程後期課程学生会発表補助金【新設】
2. 立命館大学大学院博士課程後期課程研究奨励奨学金【制度変更】
3. 立命館大学大学院博士課程後期課程国際的研究活動促進研究費【制度変更】
4. 立命館大学大学院留学協定等にもとづく留学プログラムに対する奨学金【変更なし】

後期課程奨学金、研究助成制度の広報について

後期課程相当の奨学金、研究助成制度の広報については、以下の方法で行います。

- ・研究科掲示板による案内
- ・大学院共通掲示板による案内
(衣笠：学而館 1 階 BKC：学びステーション前)
- ・本学ホームページ「在学生の皆さんへ」ヘッドラインニュースでの案内
(URL:http://www.ritsumei.jp/grinfo/index_j.html)
- ・本学ホームページ「在学生の皆さんへ」→「奨学金等」での案内
(URL:http://www.ritsumei.jp/grinfo/grinfo04_j.html)

また、奨学金、研究助成制度の申請および支給手続きに関わるメールの送信については、メールシステムの不具合による通知の未着、遅着を防止するため、本学学生に付与されている本学学内メールアドレス（*****@ed.ritsumei.ac.jp）宛に行います。学外のメールシステムを主として利用している場合は、本学大学院奨学金業務メールアドレス（kic-inka@st.ritsumei.ac.jp）について転送設定を行う等の対応をしてください。

上記の掲示、ホームページおよびメールによる情報を確認しなかったことによる奨学金、研究助成制度の申請・給付上の不利益について、本学は責任を負いませんので、定期的に確認してください。

1. 立命館大学大学院博士課程後期課程学生学会発表補助金【新設】

対 象：本学大学院博士課程後期課程・一貫制博士課程後期課程相当に在学する者で指導教員の承認を得て、補助金の申請を行う年度に国内または国外で開催される学会において研究成果の発表を行う者

支給金額：学会登録料の実費および学会出席に要する交通費を支給する※。

①国内開催学会の補助金は1回につき3万円を上限とする。

②国外開催学会の補助金は1回につき10万円を上限とする。

※国外開催学会発表の場合、渡航先の国内交通費は支給対象外とする。

支給回数：①国内開催学会の補助金は、支給回数を制限しない。

②国外開催学会の補助金は、1年度につき2回を支給の上限とする。

申請方法：①事後申請（申請期間：2010年4月1日～2011年2月末日）

学会発表から帰着後1週間以内に、所定の申請書に必要事項を記載のうえ本大学院が指定する証憑を添付し、各キャンパス大学院課窓口へ提出する。
申請書は、本学ホームページ「在学生の皆さんへ」→「奨学金等」からダウンロードすること。

②事前申請（申請期間：①事後申請と同様）

2011年3月に開催される学会で発表を行う場合、①の申請期間中に所定の申請書に必要事項を記載のうえ本大学院が指定する証憑を添付し提出することにより、事前申請を行うことができる。ただし、申請書に記載した帰着予定日から7日以内に、所定の報告書（申請書と同一様式）に必要事項を記載のうえ本大学院が指定する証憑を添付し、各キャンパス大学院課窓口まで提出しなければならない。

支給時期：申請書受理日※1の翌月末までに支給する（予定）※2。

※1 申請書受理日とは、記載内容に不備がなく、適切な証憑が添付されていることについて、事務局での確認が完了した日をいう。

※2 支給手続きが夏期休暇、冬期休暇等長期の連休にかかる場合はこの限りではない。

2. 立命館大学大学院博士課程後期課程研究奨励奨学金【制度変更】

種 別：奨学金 S、奨学金 A、奨学金 B の三種

対 象：①奨学金 S は本学大学院博士課程後期課程・一貫制博士課程後期課程相当に在学し、以下のいずれかを満たす者を支給対象とする。

1) 奨学金申請年度に日本学術振興会の特別研究員 DC1 および特別研究員 DC2 (以下「特別研究員」という。) の身分を有する者

2) 奨学金申請の前年度の特別研究員審査で第 1 次選考に合格した者

②奨学金 A および奨学金 B は、本学大学院博士課程後期課程・一貫制博士課程後期課程相当に在学する者を募集対象とする。

支給金額：①奨学金 S および奨学金 A：応募年度の授業料相当額

②奨学金 B：応募年度の授業料の半額相当額

採用数：①奨学金 S：対象者全員

②奨学金 A：各研究科後期課程・後期課程相当在学者の 5% を上限とする。

③奨学金 B：各研究科後期課程・後期課程相当在学者の 15% を上限とする。

申請方法：①奨学金 S は対象者全員に支給する。対象者には事務局から支給手続きについて個別に案内する。

②奨学金 A および奨学金 B の受給を希望する者は、募集要項にしたがい、定められた期日までに所定の申請書類を作成し、所属する研究科の事務室に申請を行う。

申請時期：2010 年 6 月（掲示および HP で別途告知する。）

支給時期：年 2 回、奨学金額の半額ずつを支給する。

3. 立命館大学大学院博士課程後期課程国際的研究活動促進研究費【制度変更】

対 象：本学大学院博士課程後期課程・一貫制博士課程後期課程相当に在学する者で
海外の大学または研究機関等において、申請を行う年度内に通算して、15日以上の研究活動（以下「海外研究活動」という。）を行うものを対象とする。ただし、日本学術振興会特別研究員を除く。

支給金額：採用された者に対しては、研究助成金および交通費を支給する。

①研究助成金は下表のとおりとし、年度内1回限り支給する。

滞在期間（年間通算）	渡航先		
	甲地方	乙地方	丙地方
A種：15日以上29日まで	20万円	15万円	10万円
B種：30日以上	30万円	25万円	20万円

※渡航先の区分は、「立命館旅費支給規程」別表3（区分については「国家公務員等の旅費に関する法律」を準用）による。

参考：URL:<http://law.e-gov.go.jp/htmldata/S25/S25HO114.html>

②交通費については、出国もしくは帰国に要する交通費または海外における複数の国もしくは地域間の移動に要する交通費のうち、片道を1回とし、年間4回を上限として実費を支給する。

採用数：70件（うちB種は40件以内）

申請方法：研究費の支給を希望する者は、募集要項に定められた期日までに所定の申請書類を添えて、各キャンパス大学院課窓口で申請を行う。

申請時期：2010年6月（掲示およびHPで別途告知する。）

支給時期：①研究助成金：年1回、全額を一括して支給する。

②交通費：渡航毎に提出を行う「交通費申請書」に基づき、随時支給※

※2010年4月1日～2011年3月31日の間の海外研究活動にもとづく申請に対応するので、支給決定日以前の活動にかかわる交通費についても支給を受けることができる。

4. 立命館大学大学院留学協定等にもとづく留学プログラムに対する奨学金【変更なし】

対 象：本学大学院博士課程後期課程・一貫制博士課程後期課程相当に在学する者で、
留学協定等にもとづく留学プログラムで派遣が決定した者

支給金額：派遣期間中に本学または派遣先に納付する学費の 1/2 を支給する。ただし、
派遣期間中の所属研究科の入学金をのぞく学費の 1/2 を上限とする。

申請方法：対象者全員に支給する。対象者には事務局から支給手続きについて個別に案内
する。

支給時期：派遣の時期および期間によって異なる。

【重要】奨学金、研究助成金等の取り消しと返還について

奨学金、研究助成金等の受給者が以下のいずれかに該当する場合、奨学金、研究助成金等の支給を取り消し、既に支給した金額の一部または全部の返還を求めることがあります。

- ① 学籍を失ったとき
- ② 休学したとき
- ③ 立命館大学学生懲戒規程による懲戒を受けたとき
- ④ その他奨学金、研究助成金受給者としてふさわしくないと認める事由が生じたとき

奨学金、研究助成金等の受給者が前期セメスターをもって修了、満期退学、退学または休学するなど、年度途中で学籍の異動が発生する場合は、事前に所属研究科の事務室に相談してください。

立命館大学大学院課

衣笠キャンパス窓口（尚学館 1 階）

TEL : 075-465-8195

びわこ・くさつキャンパス窓口（プリズムハウス 1 階 学びステーション内）

TEL : 077-561-4941

E-Mail kic-inka@st.ritsumei.ac.jp